

社会福祉法人花園福祉会に対する社会福祉法に基づく特別監査の実施結果について

令和 5 年 9 月 7 日

桑名市保健福祉部福祉総務課

桑名市は、社会福祉法人花園福祉会に対して、社会福祉法第 56 条に基づき特別監査を実施してきたが、社会福祉法等に抵触する事項が認められたため、令和 5 年 9 月 7 日付けで社会福祉法人指導監査実施要綱に基づく文書指摘を行った。

1. 文書指摘の対象者

対象者名：社会福祉法人花園福祉会（所在地：桑名市北寺町 31 番地 3）

2. 特別監査の実施状況

- ・書類調査：令和 5 年 6 月 9 日（金）から令和 5 年 9 月 6 日（木）
- ・立入調査：令和 5 年 6 月 9 日（金）、及び令和 5 年 7 月 27 日（木）

3. 特別監査で確認した社会福祉法等に抵触する事項

該当する事項	抵触する社会福祉法等
不適切保育に関連した保護者会の開催決定など、一連の対応を一部の理事の判断により行い、理事会へは事後の報告に留まっていたこと。	社会福祉法第 45 条の 13 指導監査ガイドライン項目 6 (1) 監査事項 2
理事会・評議員会で当該事案の報告を行った際に、各理事・評議員からの意見等があったにも関わらずそのことについて議事録に記載がない。	社会福祉法施行規則第 2 条の 17
すべての事業報告が揃っていないにもかかわらず、法人の状況を正しく示し、適正である旨の監査報告書が作成されていた。	社会福祉法施行規則第 2 条の 36

4. 文書指摘の内容

(1) 文書指摘事項

- ・上記 3 に記載の事項を速やかに改善すること。
- ・運営するすべての施設において、同様の不適切な事案が起らないよう、特別監査結果並びに第三者委員会の意見等を踏まえ、再発防止策を作成し取り組むこと。

(2) 口頭指摘事項

- ・理事会の開催通知を電話で行った際は、議事録にその旨を記載すること。
- ・議事録の作成について、会開催後1ヶ月を経過しても完成していなかったが、議事録については速やかに作成され備え置くこと。(現在は作成済)

(3) 改善報告提出期限

本通知受理日から2ヶ月以内

5. 文書指摘後の対応

- ・提出される改善報告の妥当性を書面で確認するとともに、今後の指導監査を通じ、確実な実行を促す。
- ・改善を求めた事項について改善されない場合には、法に基づく改善勧告や改善命令、業務停止命令等の所要の措置を講ずることがある。